

(別紙5) 通し番号4-7

第1 前提事実(各論)

通し番号4-7の文書(文書910)は、外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記録された「日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)」と題する内部文書であり、このうち不開示理由4に係る不開示部分は、11ページ及び12ページ(「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、昭和28年(1953年)6月、外務省主催の下に関係省庁がその対策を協議し、決定した「竹島問題対策要綱」が記録されており、韓国人漁夫の竹島上陸への対応策の具体的かつ詳細な内容が記録されている。

(乙A40)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号4-7の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国人の竹島上陸という事態が現在もなお続いていることなどを勘案すれば、これを公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条4号、6号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 情報公開法5条各号の不開示情報該当性の有無の見地から検討すれば、不開示決定に係る行政文書が、政府の基本方針であったとしても、これを当然国民に対して明らかにされなければならないものではなく、このことをもって直ちに不開示情報該当性を否定することにはならないから、この点に関する原告らの主張は、独自の見解を述べるにとどまり、失当である。

イ 通し番号4-7の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、現在においても、外国人が我が国領土に不法上陸する事態は想定され得ること、また、それへの対応策として共通するものであることからすれば、これを公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、外国人による不法入国を想定した同様の対策の手の内を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものといえる（情報公開法5条4号、6号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-7の文書の不開示部分は、その直前の説明文に照らせば、検討の状況そのものではなく、検討の結果として関係省庁が決定した「竹島問題対策要綱」そのもの、すなわち韓国人による竹島上陸があった場合に政府がどのように対応するのかという基本方針の内容である。

このような基本方針は、政府部内で周知されているはずの文書であり、国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容であるから、これを公にすることにより、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある具体的理由が明らかにされていない。

さらに、通し番号4-7の文書の不開示部分の直後（乙A40の11ページ）以降においては、この要綱に従い、領海侵犯に対して日本政府が韓国政府に対してとった措置、すなわち、口上書による抗議、巡視警戒の実施、来島中の韓国人に対する退去勧告、標柱と制札の設置と撤去を受けての再設標などが具体的に記録され、日本政府の「韓国人の竹島上陸への対応等」が具体的に開示されているから、その当時の基本方針である要綱を不開示とする理由も不明である。

- (2) また、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、通

し番号4-7の文書の不開示部分は、現在も未解決な竹島問題への対応に関する日本政府部内の検討状況ではなく、飽くまで「韓国人の竹島上陸への対応等」といった警備に関わる情報であるから、現在とは時代も状況も全く異なる56年前の「韓国人の竹島上陸への対応等」に関する記載が、現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは極めて困難である。被告は、当時の警備上の対応が、現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を及ぼすおそれを何ら明らかにしていない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条4号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A40)によれば、次の事実を認めることができる。

(ア) 通し番号4-7(通し番号3-16)の文書は、外務省が作成した竹島問題に関する日本と韓国との間における交渉経緯等が記録された「日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)」と題する内部文書であり、竹島問題に関する日韓間の交渉経緯や双方の主張内容等が具体的に記録されている。

(イ) 通し番号4-7の文書の不開示理由4に係る不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 対策要綱の決定と日本官憲の上陸

1952年1月18日、韓国政府が李ラインの中に竹島を含めたことに対し、同月28日に日本政府が李ライン宣言への抗議とともに竹島に対する韓国の領有権は認めない旨の口上書を送ったところから、日韓間の同島の領有をめぐる紛争が始められた。1953年5月28

日に島根県の水産試験船島根丸が対馬暖流開発調査のために竹島に赴いたところ、韓国人漁夫約30人が上陸しているのを発見した。韓国人の竹島上陸は法的には日本の領土権の侵害であるとともに、出入国管理令及び漁業関係法令の違反行為でもあるので、外務省主催の下に、53年6月(2日, 5日, 9日)に関係省庁がその対策を協議した結果、次の竹島問題対策要綱が決定された。

■■■不開示部分■■■ (2ページ分)

かくて島根丸が視認した事実に基づき領域侵犯について、53年6月22日付け口上書で韓国政府に抗議する一方、同年6月27日、巡視船おき、くずりゅうの2隻が竹島周辺の巡視警戒を実施し、来島中の韓国人漁夫6人に退去勧告を行った。また、その日に島根県庁は「島根県隠岐郡五箇村竹島」の標柱と無断採捕を禁ずる旨の制札を竹島に立て、海上保安庁も竹島に立入禁止の制札を立てた。その後海上保安庁巡視船が竹島に赴いたところ、韓国側がこれら制札を撤去していたので53年8月7日、日本側で改めて設標した。その後韓国側の撤去が2度行われ、日本側の設標も53年10月6日、23日に行われた。

韓国国会は53年7月7日に「日本官憲の竹島不法占拠に関する建議案」を可決しており、慶尚北道道会でも同じ趣旨を政府に送る建議案を決議した。後述のように、日本政府が度々韓国側に抗議したのにもかかわらず、韓国漁民は引き続き竹島での漁労を続けた。

3. 海上保安庁船の竹島巡視

54年8月23日、韓国公務員が竹島に駐在していることを確認し、また、巡視船おきに銃撃を加えられる事件が発生したたために関係省庁と協議の結果、同年9月9日以降、双方の実力行為による衝突は避けるとの方針に基づき、海上保安庁は領有権主張のための外交折衝の

資料収集を目的として竹島の実態を把握するための洋上巡視を実施することになった。その後1960年9月に、関係省庁と協議の結果、巡視船による竹島巡視は、年1回程度となった。海上保安庁巡視船の竹島巡視は、53年6月27日～65年末の間に、53年16回、54年14回、55年5回、56年2回、57・58・59年各3回、60・61・62・64・65年各1回、計51回に及び、その間、銃砲撃を受けること3回、上陸9回、写真撮影21回であった。

海上保安庁は竹島巡視ごとに「竹島の現状調査について」の報告を外務省に送っていた。同庁65年10月「第50回臨時国会予想質疑応答資料」その2（竹島関係）には「海上保安庁巡視船の竹島巡視状況」として、51回の竹島巡視について、次別、年月日、使用船、路離、写真、日本側実施事項、韓国側の施設等の状況動向、外交措置、備考に分けて記しており、その要点を摘記すれば、次のとおりである（以下略）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号4-7の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年6月に決定された「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策の具体的かつ詳細な内容であるところ、① 「竹島問題対策要綱」に基づいて執られたであろう具体的措置の内容が通し番号4-7の文書の一部開示部分において公にされているが、これらを通覧しても、これを公にすることにより韓国人漁夫の竹島上陸に係る犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序に支障を及ぼすことが想定されるものは見あたらず、また、日本政府が昭和29年9月9日以降双方の実力行為による衝突を避ける方針を採っていたことも明らかにされていること、② 「竹島問題対策要綱」は、竹島に赴いた日本船が竹島に韓国人漁夫約30人が上陸しているのを視認したことを契機として、関係省庁が協議して決定したものであるが、その後の昭和

29年6月以降、竹島が韓国側の警備隊の常駐等により完全に韓国側に占拠されるに至っており、当該対応策を検討する前提となった事実が著しく変化していることからすると、「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策は、現在ではその実効性を失っているものと考えられること、③ 上記情報に外国人が日本の領土に不法上陸する際の対応策が含まれるとしても、前提事実で指摘した竹島の占拠状況等に照らすと、竹島の場合とそれ以外の地域の場合とでは外国人の不法上陸に対する対応策も自ずから異なり得ると考えられることのほか、本件全証拠によっても、一般的又は典型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができる事項（本文第3の2(4)イ(ア) a (b)参照）が含まれていることを認めるに足りる証拠はないことを併せ考慮すれば、一般的又は典型的にみて、当該情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとははいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって、通し番号4-7の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-7の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条4号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号4-7の文書の不開示部分に記載されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 韓国人漁夫の竹島上陸への対応策(例えば、外務省による韓国政府への口上書の送付や海上保安庁による竹島周辺の巡視警戒等)が国の機関等の事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 前記(情報公開法5条4号の該当性について)(1)イで指摘した諸点に照らすと、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号4-7の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-7の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号4-7の文書の不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号4-8

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号4-8の文書(文書1137)は、昭和22年10月8日付けで公布された「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律(昭和22年法律第116号。なお、昭和29年5月12日法律第93号により廃止)」を施行するに当たって、賠償庁(当時)である海上保安庁及び税関等関係各省庁が作成した文書であり、同法及び昭和22年法律第116号(日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律)の施行に関する件の内容を明らかにする文書のほか、関係各省庁がその施行に当たり発出した文書を取りまとめたものである。

2 通し番号4-8の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置において監視艇とされた特定船舶の名称等のほか、拿捕・抑留等された船舶に関する詳細な情報、当該船舶の拿捕理由、拿捕を行った機関、拿捕の地点、拿捕した船体の状態等の具体的な情報が記録されている。

① 監視艇とされた特定船舶の名称等(①23ページ(-23-)から34ページ(-34-)まで(ただし、28ページ(-28-)左側の黒塗り部分は法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。甲53の不開示理由一覧の理由番号2参照。)、②36ページ(-36-)から38ページ(-38-)まで、③40ページ(-40-)及び43ページ(-43-)の各不開示部分)

② 海上保安庁作成に係る抑留中の朝鮮又は船籍不明の船舶一覧表(52ページから61ページまで(-51-に「次ページ以下10ページ不開示」と記載された当該ページ部分))

③ 抑留中の韓国籍船舶の名称(63ページ(-52-に「次ページ不開示」

と記載された当該ページ部分))

- ④ 海上保安庁から賠償庁にあてた抑留した韓国籍船舶に関する情報 (65 ページ (−54−) から67ページ (−56−) までの各不開示部分)
- ⑤ 不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の調査表 (81 ページ から115ページまで (−69−に「次ページ以下35ページ不開示」と記載された当該ページ部分))
- ⑥ 韓国拿捕船の具体的名称 (119ページ (−73−) 及び121ページ (−75−) の各不開示部分)
- ⑦ 海上保安庁作成の抑留船舶の調査報告 (129ページから130ページまで (−82−に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分) 及び131ページ (−83−) の不開示部分)
- ⑧ 不法入国に使用したかどで日本官憲が押収した船舶の具体的名称等 (140ページ (−92−) から145ページ (−97−) まで, 147ページ (−99−) から151ページ (−103−) までの各不開示部分 (ただし, 140ページ (−92−) 左側の黒塗り部分, 141ページ (−93−) 左側の黒塗り部分, 142ページ (−94−) 左から1つ目及び2つ目の黒塗り部分, 144ページ (−96−) 右から2つ目の黒塗り部分, 145ページ (−97−) 右側の黒塗り部分, 147ページ (−99−) 右側の黒塗り部分, 148ページ (−100−) 右側の黒塗り部分, 149ページ (−101−) 右側の黒塗り部分及び150ページ (−102−) 右側の黒塗り部分はいずれも情報公開法5条1号による不開示部分であり, 本件訴訟の対象外である。甲53の不開示理由一覧の理由番号2参照。))
- ⑨ 韓国抑留船の具体的名称等 (155ページ及び156ページ (−106−) に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分及び157ページ (−107−) の不開示部分)
- ⑩ 保管費用調査の対象となった韓国抑留船の具体的名称及び保管場所等 (1

60ページから166ページまで（-109-「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分及び167ページ（-110-）の不開示部分）

- ⑪ 韓国抑留船の具体的名称（170ページ（-113-）の不開示部分）
- ⑫ 韓国没収船の具体的名称（172ページ（-115-）及び173ページ（-116-）の各不開示部分（ただし、173ページ（-116-）右から1つ目、3つ目の黒塗り部分は情報公開法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外。））
- ⑬ 韓国返還船又は抑留船の具体的名称（180ページ（-123-）から189ページ（-132-）まで、191ページ（-134-）、192ページ（-135-）の各不開示部分（ただし、183ページ（-126-）左側の黒塗り部分、184ページ（-127-）下の黒塗り部分、185ページ（-128-）左側から1つ目の黒塗り部分の大部分及び2つ目の各黒塗り部分、186ページ（-129-）黒塗り部分の大部分、189ページ（-132-）左側から1つ目、2つ目の黒塗り部分及び3つ目の各黒塗り部分の大部分、191ページ（-134-）一番左側の一部及び一番右側を除いた各黒塗り部分、192ページ（-135-）下の黒塗り部分の大部分及び上の黒塗り部分はいずれも情報公開法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。甲53の不開示理由一覧の理由番号2参照。）、244ページ（-187-）及び246ページ（-189-）の各不開示部分、251ページ（-194-）から254ページ（-197-）までの各不開示部分（ただし、252ページ（-195-）の右から3行目の黒塗り部分は、情報公開法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。甲53の不開示理由一覧の理由番号2参照。））

なお、190ページ（-133-）はすべて情報公開法5条1号による不開示部分である。

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている上記情報は、警備と密接に関連したものであり、それが文書作成当時のものであっても、現在及び将来の警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかねず、これを公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条4号、6号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている情報は、上記のとおり「日本沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置であり、海上保安庁が作成した資料のうち、当該船舶の拿捕理由、拿捕を行った機関、拿捕の地点、拿捕した船体の状態等の具体的な情報が含まれており、その多くが過去に朝鮮人が船舶により密航してきた事案等の内容であり、拿捕、抑留などに至った詳細な場所、状況、経緯等に関する記載部分は、海上警備（治安維持）と密接に関連し、現在及び将来の海上警備の基盤となっているから、現在及び将来の警備の在り方や警備に関する情報の収集、分析、評価、各手法等について能力を明かすことになりかねない。

イ また、当該情報には、朝鮮人密航者を摘発した状況、場所だけでなく特定の個人情報及び特定の個人を推測させるに足る情報も含まれることから、これらの情報を公にすることにより、北朝鮮工作員等によるこれらの個人やその関係者を狙った報復行為等の危険性も排除できない。

ウ したがって、通し番号4-8の文書の不開示部分に記録されている情報は、前記のとおり、情報公開法5条4号及び6号の不開示情報該当性が認められる。

2 原告らの主張の要旨

(1) 通し番号4-8の文書の不開示部分に記録されている情報は、このうち特定船舶についての名称及び具体的な情報等は情報公開法5条1号（個人に関する情報）ではないし、次のとおり警備の在り方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等についての手の内を記載したものともいえないから、当該情報がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかが明らかにされていない。

- ① 大半が船舶の名称であり、一部にその所有者や船舶の構造が不開示とされている。
- ② 「船舶一覧表」であり、船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。
- ③ 「左記三隻」とされた、船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。
- ④ 「the undocumented three (3) vessels」とされた、船舶の名称や構造の一覧表にすぎない。
- ⑤ 不法入国を理由に押収された船舶の「別紙一覧表」にすぎない。
- ⑥ 韓国拿捕船の名称にすぎない。
- ⑦ 抑留船舶一覧表の船名にすぎない。
- ⑧ 押収船舶の船名と保管者住所にすぎない。
- ⑨ 保管費用報告文書の船名など特定情報部分にすぎない。
- ⑩ 引渡船舶の船名など特定情報部分にすぎない。
- ⑪ 返還船4隻の名称部分にすぎない。
- ⑫ 返還船の名称部分にすぎない。

(2) また、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、領

海について協定もないままに日韓関係が緊張していた57年前の警備対象の船舶名等に関する記載が、時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えることは困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条4号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び証拠(乙A41)によれば、通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和23年頃から昭和27年頃にかけて作成された文書中に記録されているものであって、「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」に基づいて実施された措置において監視艇とされた特定船舶の名称等のほか、拿捕・抑留等がされた船舶に関する詳細な情報、当該船舶の拿捕理由、拿捕を行った機関、拿捕の地点、拿捕した船体の状態等であると推認することができ、このような当該情報の内容に照らすと、当該情報が海上警備の方法等の具体的内容や警備に関する情報の収集、分析、評価、各手法等そのものでないことは明らかである。

そうであるとすれば、通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている上記情報は、遅くとも昭和27年以前の時点における船舶の拿捕理由、拿捕を行った機関、拿捕の地点、拿捕した船体の状態等にすぎないから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、① 仮に上記情報の多くが過去に朝鮮人が船舶により密航してきた事案等の内容に係るものであったとしても、当該文書の作成後50年余り経過した現在において、上記情報を知った者が上記情報に基づいて現在又は将来における海上警備の方法等や警備に関する情報の収集、分

析、評価、各手法等を的確に推測できるとは考えられない（例えば、前提事実（各論）2①に掲げた不開示部分に記載されている情報は、そのほとんどが監視艇とされた特定船舶の名称又は当該船舶の構造及び尺度その他であるところ、このような情報から上記のような海上警備の方法等を推測することは、そもそも不可能である。）し、また、② 50年余り前の上記情報が開示されることにより、現在又は将来において北朝鮮工作員等による関係者を狙った報復行為等の危険性があるということもできないことから、一般的又は類型的にみて、当該情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

イ したがって、通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条4号の該当性について）(i)で説示した事実（通し番号4-8の文書の不開示部分に記載されている情報の内容や不開示部分の

前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 海上保安庁の海上警備等の事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 前記(情報公開法5条4号の該当性について)(1)アで指摘した諸点に照らすと、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号4-8の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-8の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号4-8の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号4-9

第1 前提事実(各論)

通し番号4-9の文書(文書1399)は、外務省が作成した「アジア局主要懸案処理日報抜粋」と題する文書であって、アジア局(当時)の主要懸案処理日報のうち、主に北東アジア課関連の内容を抜粋した内部文書である。

このうち不開示部分は、179ページ(-179-)最下部及び180ページから186ページまで(-179-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分)の昭和34年12月分の北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の一部である。

(乙A42)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号4-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、犯罪容疑事件に関する部分であって犯罪と密接に関連したものであり、それが文書作成当時のものであっても、これを公にすることにより捜査について情報収集の手法、収集した情報の内容のみならず捜査手法自体について手の内を明かすことにもなりかねず、公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条4号、6号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号4-9の文書は、「○北東アジア課関係(12月分)」というタイトルの下、「1. 第4次日韓全面会談」、「2. 北朝鮮帰還問題」といった項目が続く構成となっており、当該日報には、その時々的事件が網羅的に列挙されていたようであるから、その不開示部分に「犯罪容疑事

件」が取り上げられていることに違和感はない。

イ 通し番号4-9の文書の不開示部分に記録されている情報には、特殊な身分を有する者による犯罪行為に対する対処方法が含まれており、このような対処方法は現在及び将来においても共通のものであり、かつ、公にすることにより、かかる身分を有する者に悪用されかねない性質のものであるところ、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、同種の対処方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼすものである（情報公開法5条4号、6号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-9の文書は、「北朝鮮帰還問題」に関する外交交渉の状況を記録した文書であって、「犯罪容疑事件」に関する報告文書ではないから、その不開示部分である北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の昭和34年（1959年）12月分にだけ「犯罪容疑事件」に係る記載が突如された理由が前後の文脈からは全く不明であり、当該記載があるとする被告の主張は信用できない。
- (2) 通し番号4-9の文書の不開示部分に「犯罪容疑事件」に関する記載が存在するとしても、この文書の前後の文脈からはその内容の性格を推測することは困難であるし、被告の主張も抽象的なものにとどまっていることから、不開示部分の公開がどのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかを評価することは不可能である。

また、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、50年前の捜査手法に関する記述が、現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えすることは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や

支障を何ら明らかにしていない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条4号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A42)によれば、通し番号4-9の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号4-9の文書は、外務省が作成した「アジア局主要懸案処理日報抜粋」と題する文書であり、主として、アジア局重要懸案処理月報の昭和33年6月分及び昭和34年1月分から昭和35年12月分までの北東アジア課関係部分を取りまとめたものである。

(イ) 通し番号4-9の文書の不開示部分は、昭和34年12月分の北東アジア課関連のアジア局主要案件処理日報の「○北東アジア課関係(12月分)」の項にある。そして、当該不開示部分の前には「1. 第4次日韓全面会談(抑留者相互送還問題を含む。)」及び「2. 北朝鮮帰還問題」という見出しの項目が記録されている。なお、不開示部分の直前は、「2北朝鮮帰還問題」の(2)として北朝鮮帰還問題と関連する日韓会談の経緯等についての記述があり、不開示部分の直後は、(4)として日韓間で調整等が行われた日韓会談の進行状況についての記述、(5)~(7)として韓国帰国者に対する「補償金」問題に関連する記述がされている。

(ウ) 通し番号4-9の文書中にあるアジア局重要懸案処理月報の昭和34年1月分から11月分までの「北東アジア課関係」の項には、おおむね第4次日韓会談、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題、釜山抑留日本人漁夫の釈放問題等について、それぞれ当月の状況等を中心とする記述がある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実並びに弁論の全趣旨によれば、通し番号4-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、北朝鮮帰還問題に関

連して昭和39年12月に問題となった特殊な身分を有する者（例えば、外交関係者など）の犯罪行為に係る犯罪容疑事件の内容及び当該犯罪行為に対する対処方法等であると推認することができる（これに対し、原告らは、昭和34年12月分にだけ「犯罪容疑事件」に係る記載がある理由が前後の文脈からは不明である旨主張するが、前記アで説示したとおり、アジア局重要懸案処理月報のうち「北東アジア課関係」の項には同課の所管に係る重要懸案についての当月の状況等が記録されているから、昭和39年12月に同課の所管する重要懸案である北朝鮮帰還問題に関連して犯罪容疑事件が問題になったとすれば、そのことが通し番号4-9の文書の不開示部分に記録されたとしても不自然ではなく、原告らの上記主張を採用することはできない。）。

そして、これらの情報のうち、特に特殊な身分を有する者の犯罪行為に対する対処方法の点は、犯罪の捜査手法等に準じるものであり、現在及び将来における特殊な身分を有する者の犯罪行為に対する対処方法と共通する点があると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号4-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記イのとおり、犯罪の捜査手法に準じるものであり、現在及び将来における特殊な身分を有する者の犯罪行為に対する対処方法と共通するから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号4-9の文書の不開示部分に記録されている情報については、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これを情報公開法5条4

号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、外務大臣の上記判断には相当の理由があるから、上記情報は、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号4-9の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、その余の点を判断するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号4-10

第1 前提事実(各論)

通し番号4-10の文書(文書1544)は、漁業及び「平和ライン」委員会における韓国との交渉方針が極めて詳細に記録された「対韓交渉方針に関する件」と題する内部文書であり、日韓暫定漁業協定締結に向けての日本と韓国間における討議における日本側の方針等が具体的かつ詳細に記録されている。

このうち不開示部分は、10ページから15ページまで(9-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、海上保安庁等が作成した昭和27年当時の拿捕事件対策について日本の領海水域における警備対策に関する記載があり、拿捕事件への具体的な対処方法が記録されている。

(乙A43)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号4-10の文書に記録された拿捕事件に対する警備対策に関する情報は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法第5条4号、6号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号4-10の文書の不開示部分に記録された閣議決定は、非公開で閣議決定がなされたものであって、当該文書作成当時においても非公開とすることが前提となっていたものであるから、原告の主張は前提を欠く。

イ 通し番号4-10の文書の不開示部分に記録された「拿捕事件対策案」は、現在において実施している拿捕事件対策の要領と基本的に同様であるため、公にすれば、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を

及ぼすものであるから、これを不開示とした判断は妥当である（法5条4号、6号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-10の文書の不開示部分は、当時の運輸大臣が内閣総理大臣に対し、閣議での決定を求めて提出した「拿捕事件対策案」という正式文書であり、政府部内で周知されているはずの文書で国会などで質問があれば当然に国民に対して明らかにされなければならない内容のものであるから、これを公にすることにより、公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある具体的理由が明らかにされていない。

また、当該不開示部分の直後には「別紙第二」として「情報文化局発表（案）」も添付されているところ、これは不開示とされている「別紙拿捕事件対策案」提出の背景を説明した文書と考えられ、当該不開示部分及び「情報文化局発表（案）」はいずれもに閣議決定を経て公表されることを予定した文書であったと考えられるから、これらを公にすることにより、どのような意味で公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのかは明らかでない。

- (2) また、不開示理由として正当化されるのは現在又は将来の公共の安全・秩序維持や事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの存在であるところ、李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた57年前の警備体制に関する記述が、時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えerことは極めて困難である。被告は、この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第3 当裁判所の判断

- 1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について
(情報公開法5条4号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A43）によれば、通し番号4-10の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。なお、被告は、後記(イ)の別添文書中の閣議決定が非公開とする前提で行われた旨主張するが、本件全証拠によってもこれを認めるに足りる的確な証拠はないから、被告の上記主張を採用することはできない。

(ア) 通し番号4-10の文書は、次の文書によって構成されている。

a 昭和33年12月5日付け「対韓交渉方針に関する件」と題する文書

これには、韓国側が「平和ライン」の存続を前提として、漁業問題を討議したいと主張する場合における日本側の対処方針等が記録されており、要旨「韓国側が我が方の休会の発議に対して、会議の決裂の責任を日本側に転嫁し、日本側の不誠意をなじって、会談の中止を声明してきた場合は、我が方より別紙第二の情報文化局発表を行い、我が国が善隣友好の精神に立脚して対韓外交を行い「平和ライン」、抑留漁夫、拿捕漁船、竹島問題等の諸懸案についても、平和外交を基調として円満なる解決を計るため合理的態度に終始したことを内外に対して明確ならしめるとともに、別紙第一のとおり諸措置をとって対処することとしてしばらく今後の情勢の推移を見守ることとしたい。」と記録されている。

b 「別紙第一 韓国側が会談を決裂させる場合の対処方針」と題する文書

これには、標記の件につき、①発表文、②漁業問題、③抑留漁夫の釈放、④在邦韓国代表部の取扱い、⑤在日韓人の取扱い、⑥与論指導という項目ごとの日本側の対処方針が簡潔に記録されている。

このうち、②漁業問題については、「昭和27年5月23日の閣議

決定（別添）を変更して同ライン内外への保護出漁の態勢を取る。」と記録されている。

c 「別紙第二 情報文化局発表（案）」と題する文書

これには、情報文化局が発表する予定の案文が記録されている。

(イ) 通し番号4-10の文書の不開示部分は、上記(ア) bの文書の別添文書中の「別紙拿捕事件対策案」であり、別添文書の記載内容は、要旨下記のとおりである。

記

a 内閣総理大臣の運輸大臣に対する昭和23年5月23日付け「指令」と題する文書

これには、「昭和27年5月20日保〇〇第207号拿捕事件対策について請議のとおり指令する。」と記録されている。

b 運輸大臣の内閣総理大臣に対する昭和27年5月20日付け閣議請議書

これには、「公海において操業する日本漁船の操業秩序を維持し、併せてこれら漁船を保護する必要があるので、別紙拿捕事件対策案を添えて請議を求める。」と記録されている。

イ 前提事実及び上記アの事実によれば、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年5月20日付け閣議請議書に添付された「別紙拿捕事件対策案」中の同年当時の拿捕事件対策としての日本の領海水域における海上保安庁等の警備対策等の具体的内容であり、海上警備の方法を含むものであると推認することができる。

しかしながら、別紙5（通し番号3-1及び4-6-2）の「第3 当裁判所の判断」の1（情報公開法5条3号該当性について）(1)ア(ア)で説示したとおり、昭和27年5月20日付け閣議決定に係る「拿捕事件対策」の概要は、他の行政文書（通し番号3-1（同4-6-2）の文書）

の一部開示により既に公にされている。さらに、別紙5（通し番号4-6）の「第3 当裁判所の判断」の1（情報公開法5条4号の該当性について）(1)アで説示したとおり、通し番号4-6の文書の一部開示部分において、昭和40年当時における海上保安庁による従来の李ライン水域における漁船に対する警備体制（海上警備の方法を含む。）及びこれを漁業協定発効後に変更する場合の変更点が具体的に明らかにされていることに照らすと、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている海上警備の方法は、通し番号4-6の文書の一部開示部分に記録されている上記変更前の警備体制（海上警備の方法）と同様のものである可能性も否定できないし、また、通し番号4-10の文書の不開示部分自体が合計6ページであって閣議決定を予定したものであることをも併せ考慮すると、本件全証拠によっても、当該不開示部分に記録されている海上警備の方法の具体的内容が通し番号4-6の文書の一部開示部分に記録されている上記のものよりも具体的かつ詳細であると認めるに足りる的確な証拠はないというほかない。

そうであるとすれば、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報は、海上警備の方法に係るものであるとしても、他の行政文書によって既に公にされているものと同様のものである可能性が否定できないことなどの特段の事情があるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化等をも併せ考慮すれば、一般的又は典型的にみて、当該情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が公共安全秩序維持に関するもの（情報公開法5条4号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条4号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 「拿捕事件対策」（例えば、海上保安庁による日本の領海水域の海上警備）が国の機関等の事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 前記（情報公開法5条4号の該当性について）(1)イで指摘した諸点に照らすと、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情

報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号4-10の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号4-11

第1 前提事実(各論)

通し番号4-11の文書(文書1822)は、外務省が作成した「金鐘泌中央情報部長滞日日程(案)」等と題する文書であって、昭和37年10月20日及び同月21日に訪日した韓国金鐘泌中央情報部長(当時。以下「金中央情報部長」という。)一行が訪日するに当たっての日程計画及び接伴要領等が記録された文書であり、このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも金中央情報部長一行の滞日日程の行動予定や主要な動向等が特定できる内容、殊に金中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法といった警備方法の詳細が記録されている。

- ① 5ページ(-5-)～7ページ(-7-) (以下「不開示部分①」という。)
- ② 9ページ(-9-)～11ページ(-11-) (以下「不開示部分②」という。)
- ③ 14ページ(-14-)～17ページ(-17-) (以下「不開示部分③」という。)

(乙A44)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報は、訪日中の金中央情報部長一行の日程中、主要な動向等が特定できる内容も含まれているが、このような警備方法に関する情報は、警備方法等についての手の内であり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがある（情報公開法5条4号，6号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

通し番号4-11の文書の不開示部分に記録された金中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法等は，現在においても当時と共通する部分があり，要人警護における手の内に該当するところ，公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，同種の対処方法を使用できなくなるという意味において事務の適正な遂行に支障を及ぼす不開示情報（情報公開法5条3号，4号，6号）に該当する。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号4-11の文書においては，例えば，「2，代表部は警護車を付けることを希望」，「3，代表部はボディ・ガードを付けることは希望せず」（8ページ，13ページ，17ページ），「Room No 知りたい」，「警察前 三人つける予定」（9ページ書き込み），「藤沢より有料道路を通るように代表部に連絡済み」，「一日前から代表部職員先行アレンジ」（10ページ書き込み）等の警備の体制や方法に関する具体的記載が他にも数多く存在するが，これらの記載は不開示とはされていない。

そうすると，通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報が，上記の開示されている警備に関する情報とは異なり，公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるのかは，被告の主張からは判断できない。

- (2) また，不開示理由として正当化されるのは現在又は将来に与える支障の存在であるところ，47年前の金中央情報部長一行の訪問をめぐる警備体制が，現在又は将来の警備体制，ひいては公共の安全・秩序維持や事務の適正な遂行に直ちに影響を与えると考えすることは極めて困難である。被告は，この点についても現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響や支障を何ら明らかにしていない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について (情報公開法5条4号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A44)によれば、通し番号4-11の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 通し番号4-11の文書は、次の表題を有する文書等によって構成されている。

a 「金中央情報部長滞日日程(案)」(昭和37年10月11日付け)

b 「金中央情報部長一行の滞日日程詳細」(昭和37年10月17日付け)

これには、主として手書きのもの及び主としてタイプのもの2種類があり、その内容は概ね同旨である。

c 「金中央情報部長一行の滞日日程詳細」(昭和37年10月19日付け)

d 「金中央情報部長滞日日程」

e 「金中央情報部長一行滞日日程(帰路)」

f 「金中央情報部長一行の米国よりの帰路滞日日程」(昭和37年11月9日付け)

g 「金中央情報部長一行名簿」

(イ) 通し番号4-11の文書の不開示部分①及び不開示部分②は、上記(ア)bの文書にあり、不開示部分③は上記(ア)cの文書にあるところ、これらの不開示部分の前後の記載は要旨次のとおりである。

a 上記(ア)bの文書

10月20日(土)

13.10	羽田着 (CAT) 記者会見	貴賓室G・H・予約済み 入国、通関の代理手続は代表部朴相斗書記官担当
14.00-15.00	羽田発ホテル・オークラ着	自動車4台使用 ■■■不開示部分■■■
15.00-15.30	ホテルにて休憩 ■■■不開示部分■■■	スーツ室のほか部屋5室予約済み(番号未定)うち1室は警官用 連絡官代表部権乗仁書記官 (スーツの部屋に常駐のはず)
16.00-18.00	大平外相と会談	外務大臣室 ■■■不開示部分■■■
18.00-18.40	代表部にて休息	
19.00-22.00	外務大臣主催招宴	築地〔山口〕 出席予定者 韓国側 金部長, 尹局長, 裴大使, 崔参事官 日本側 大平大臣, 杉代表 伊関局長, 植村甲午部氏 等経済人6人 外務省→代表部→山口→ホテル, ■■■不開示部分■■■

10月21日(日)

8.30-9.30		李方子婦人と朝食
9.30-10.30	在日韓国人有志と面接	ホテル，相当人数多い予定，応接の代表部職員未定
10.30-11.00	テレビ（NHK）	
11.00-12.00	昼食	ホテル
12.00-14.50	ホテル発，小田原着	■■■不開示部分■■■
15.00-20.20	MRA行事見物 晚餐	行事は演劇（タイガー）
20.30-21.00	小田原発，小涌園ホテル着	■■■不開示部分■■■ 部屋No.代表部連絡官氏名未定 面接予定なし

10月22日（日）

10.10-10.50	小涌園ホテル発，小田原着	■■■不開示部分■■■
11.00-13.00	MRA大会出席	
13.36-14.50	小田原発，東京着	列車「雲仙」1号車，5のa，b，6のa，b，4枚手配済み，東京駅に金公使出迎え ■■■不開示部分■■■
15.00-15.30	ホテル・オークラにて休息	ホテルの室は前に同じ。
16.00-17.00	池田総理と会談	総理官邸
17.30-20.00	ホテルにて夕食	

20.00-20.40	ホテル発，羽田着 記者会見	■■■■不開示部分■■■■ 貴賓室A予約済み 出国，通関の代理手続は代 表部朴相斗書記官担当
21.30	羽田発米国へ (N. W. 6)	

注1. 一行の旅券は全部外交旅券。

2. 代表部は警護車を付けることを希望。
3. 代表部はボディガードを付けることは希望せず。
4. 到着出発の際の記者会見は状況により取りやめることもある。
5. 一行には米国人2名が米国まで同行するはず（ただし，これに対する便宜供与はできない旨外務省より代表部に伝えてある。）。
6. 到着時のCAT機にはMRAに出席する李之爾広報部長官等16名が搭乗しているが，代表部では金部長一行とは全然切り離して取り扱うはず。

c. 上記(ア) c の文書

10月20日(土)

13.56	羽田着(CAT) 記者会見	貴賓室G・H・予約済み 入国，通関の代理手続は代 表部朴相斗書記官担当
14.40-15.30	羽田発ホテル・オーク ラ着	■■■■不開示部分■■■■
15.45	ホテル○○○	■■■■不開示部分■■■■
16.00-18.00	大平外相と会談	外務大臣室

18.00-18.40

代表部にて休息

19.00-22.00

外務大臣主催招宴

■■■不開示部分■■■

築地「山口」

出席予定者

韓国側 金部長，尹局長，
裴大使，崔参事官

日本側 大平大臣，杉代表
伊関局長，植村甲午部氏
等経済人6人

■■■不開示部分■■■

10月21日(日)

8.30-9.00

李方子婦人と朝食

ホテル

9.00-10.30

在日韓国人有志と面接

ホテル，相当人数多い予定，
応接の代表部職員未定

10.30-11.00

テレビ対談（NHK，
NET）

ホテル

11.00-12.00

昼食

ホテル

12.00-14.50

ホテル発，小田原着

■■■不開示部分■■■

15.00-20.20

MRA行事見物

行事は演劇（タイガー）

晚餐

20.30-21.00

小田原発，小涌園ホテル着

■■■不開示部分■■■

ホテル8室予約済み

うち1室は警備用

部屋No.代表部連絡官氏名未
定

面接予定なし

10月22日(日)

10.10-10.50	小涌園ホテル発, 小田原着	■■■不開示部分■■■
11.00-13.00	MRA大会出席	
13.36-14.50	小田原発, 東京着	列車「雲仙」1号車, 5のa, b, 6のa, b, 4枚手配済み, 東京駅に金公使出迎え
		■■■不開示部分■■■
15.00-15.30	ホテル・オークラにて休息	ホテルの室は前に同じ。
16.00-17.00	池田総理と会談	総理官邸
17.15-18.00	代表部にて休息	
18.15-20.00	ホテルにて夕食	
20.00-20.40	ホテル発, 羽田着	■■■不開示部分■■■
	記者会見	貴賓室A予約済み
21.30	羽田発米国へ(N.W)	出国, 通関の代理手続は代表部朴相斗書記官担当

注1. 一行の旅券は全部外交旅券。

2. 代表部は警護車を付けることを希望。

3. 代表部はボディガードを付けることは希望せず。

4. 到着出発の際の記者会見は状況により取りやめることもある。

5. 一行には米国人2名が米国まで同行するはず(ただし, これに対する便宜供与はできない旨外務省より代表部に伝えてある。)

6. 到着時のCAT機にはMRAに出席する李之爾広報部長官等16名が搭乗しているが、代表部では金部長一行とは全然切り離して取り扱うはず。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報は、主として金中央情報部長及び随行者の具体的な乗車方法といった要人警護の具体的方法であり、事柄の性質上、現在及び将来における要人警護の具体的方法に共通する点があると推認することができる。そして、証拠(乙A44)によれば、通し番号4-11の文書の一部開示部分には、原告らが指摘するような情報が記録されていることも認められるが、本件全証拠によっても、これらの情報と通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報とが同一であることを認めるに足りる証拠はない。

ウ そうであるとすれば、通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記イのとおり、要人警護の具体的方法であって、現在及び将来における要人警護の具体的方法に共通する点があるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、公共安全秩序維持に関するもの(情報公開法5条4号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報については、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、これを情報公開法5条4号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、外務大臣の上記判断には相当の理由があるから、上記情報は、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号4-11の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を判断するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号5-1

第1 前提事実(各論)

通し番号5-1の文書(文書964)は、外務省が作成した「朴議長一行名簿、日程、接伴要領」と題する文書であって、昭和36年11月の朴正熙議長(当時)訪日に係る一行名簿、日程、接伴要領等をまとめたものであり、このうち不開示部分は、103ページ(—99—)、104ページ(—100—)及び105ページ(—101—)(ただし、上から3番目の黒塗り部分は私宅電話番号であり、本件訴訟の対象外の開示部分である。甲15の開示理由一覧の理由番号1参照)であり、いずれも、韓国の朴正熙議長(当時)一行が訪日した際に接伴した関係各所の内線番号及び外線直通番号である。

(乙A30)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号5-1の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般に公表されていない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条6号)。

(2) 原告の主張に対する反論

特定の者に対する情報開示であっても、一般に広く開示することと同じ効果を及ぼし得ることを想定して開示決定を行うという観点に立つと、外部に一般に公表していない内線電話番号及び外線直通番号を開示することにより、外部からの不要の照会や匿名の申入れ等に悪用される可能性は必ずしも否定できない。

また、官公庁では、他機関等との連絡に支障を来すことを回避するため、しばしば、長期間にわたって同じ番号を使用し続けているところであるから、

これらの電話番号を開示すれば、今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

このような取扱いは、情報公開・個人情報保護審査会の答申等においても支持されている（乙A487～489）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 不開示の対象となっている電話番号は、昭和36年当時の関係各所の電話番号（内線番号）であり、現在では不通となっている電話番号又は現在でも使用されている電話番号（内線番号）である。現在では不通となっている電話番号はもちろんのこと、現在でも使用されている電話番号（内線番号）であっても、そのような電話番号（内線番号）が公開されることで、現在の国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする理由は何ら存しない。
- (2) 被告は、情報公開法5条6号の「支障」の程度につき、どのような種類の国の事務の遂行について実質的にどのような支障が生じ、同号の「おそれ」の程度についても、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があることを主張・立証すべきところ、抽象的に国の事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると主張するだけであるから、これらの各電話番号（内線番号）を不開示とする合理的な理由は存しない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由5に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告は、通し番号5-1の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般に公表されていない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、情報公開法5条6号の不開示情報に該当する旨を主張し、これに沿うその一部開示部分もある。
- (2) この点、前記1で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記載されている情報が情報公開法5条6号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するにあたっては、被告において、① 当該情報が国の機関が行う

事務又は事業に関する情報に当たり、かつ、② 当該事務又は事業の根拠規定や趣旨、その目的や種類、その目的達成のための手法等に照らし、公益的な開示の必要性等も比較考量して客観的に検討したとしても、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適切な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情を主張立証すべきである。

(3) そこで、上記の観点から、前記(1)の被告の主張立証を検討する。

ア 証拠(乙A30)によれば、通し番号5-1の文書の不開示理由5に係る不開示部分は、「朴正熙訪日接待関係連絡先」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められ、このうちの電話番号に相当する部分は、いずれも当該行政機関等の代表電話番号等であって一般に公表されているものであると推認することができる。

記

電 話

警視庁外勤課	(581) 0141 ■■■不開示部分■■■
	虎岩警部
警視庁警衛課	(581) 4321 ■■■不開示部分■■■
	橋本警部
警視庁外事課	(581) 4321 ■■■不開示部分■■■
	西川課長
警視庁高輪警察署	山下署長 ■■■不開示部分■■■
〃 空港警察署	■■■不開示部分■■■
	黒沢署長
〃 〃 外事課	■■■不開示部分■■■
	斉藤警部
羽田空港警務課	■■■不開示部分■■■
	富樫課長

// 航務課

■■■不開示部分■■■

佐藤課長

入管羽田出張所

■■■不開示部分■■■

田中課長

羽田税関支署

■■■不開示部分■■■

城副監視

羽田検疫所

■■■不開示部分■■■

川部

迎賓館

■■■不開示部分■■■

金子, 高山

外務省報道課

仙石

総務参事官室

有本, 浅山

儀典長室

夏目, 岸

会計課

前田, 秋山, 長田

迎賓館日本側事務所

■■■不開示部分■■■

迎賓館韓国側事務所

■■■不開示部分■■■

韓国代表部

(451) 8200, 8206

総理官邸

代表 (581) 0101, ■■■不開示部分■■■

■

賀寿老

(581) 1800

八芳園

(441) 8101

儀典長自宅

●●●●●●

アジア局長自宅

●●●●●●

前田 課長自宅

●●●●●●

柳谷 事務官自宅

●●●●●●

渡辺 事務官自宅

●●●●●●

大河原秘書官自宅 ●●●●●●●●
夏目 事務官（呼出し） ●●●●●●●●
浅山 事務官（呼出し） ●●●●●●●●
鶴田 事務官 ●●●●●●●●
警察庁対策本部 (381) 0141

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号5-1の文書の不開示理由5に係る不開示部分に記録されている情報は、いずれも、昭和36年11月当時における韓国の朴正熙議長（当時）一行を接伴した関係各所の内線番号又は外線直通番号であって、一般に公表していないものであると推認することができる。

そうであるとすれば、通し番号5-1の文書の不開示理由5に係る不開示部分に記録されている情報は、警察庁その他の関係機関の非公表の内線番号又は外線直通番号であり、昭和36年当時のもではあるが、弁論の全趣旨によれば、官公庁では長期間にわたって同じ内線番号又は外線直通番号を使用することがあると認められるのに対し、本件全証拠によっても、これらの内線番号又は外線直通番号が現に使用されていないことを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、これが公にすれば、いたずらや偽計等に使用され、警察庁その他の関係機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなどの蓋然性が認められる。

したがって、通し番号5-1の文書の不開示理由5に係る不開示部分に記録されている情報は、これを公にすることにより、警察庁その他の関係機関の事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めることができるから、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するというべきである。

以上の説示に反する原告らの主張は採用することができない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号5-1の文書の不開示理由5に係る不開示部分に記載されている情報に係る部分（別紙3処分目録の通し番号5-1に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄記載の部分）は、適法である。

(別紙5) 通し番号6-1, 6-2及び6-3

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号6-1の文書 (文書1140)

通し番号6-1の文書は、昭和35年3月頃、海上保安庁及び外務省等が作成した「李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議議事概要」と題する内部文書(総数88ページ)であって、昭和35年10月から昭和36年5月までの間に開催された第五次日韓会談に向けた予備会談に関するものである。これには、李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での検討の様子として、李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討過程が記録されている。

(甲54)

2 通し番号6-2の文書 (文書1141)

(1) 通し番号6-2の文書は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件」と題する内部文書であって、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する見解について海上保安庁とのやり取り等が記録されており、このうち不開示部分は、1ページ(—1—)直前の20枚であり、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記録されている。

(2) なお、通し番号6-2の文書の一部開示部分には、「不法攻撃には発砲も。第7管区保安本部”巡視船銃撃”を検討」との見出しで「第7管区海上保安本部(門司)は、李ライン海域で去る5日巡視船”いすず”が銃撃を受けた事件を重視、『巡視船の鉄砲等使用規定改正』を9日海上保安庁に要請した。また、渡辺同本部長は、これについて『不法攻撃には自衛上発砲することもあり得る』と次の態度を明らかにした。日本の公船である巡視船が公海上を

行動しているのに対し、国際ルールを無視していきなり銃撃してくるとは海賊行為である。国籍を追及し、海上保安庁を通じ嚴重に抗議したい。現在李ライン警戒中の巡視船は14隻だが、今後悪質な無謀な攻撃を受けた場合や巡視船が危険になった場合には、自衛手段として発砲することも考えられる。これは憲法に違反するものではないと思う。銃砲等の使用に明確な規定がないので本庁を通じて取り決めてもらうよう要請した。」旨を伝える昭和35年11月10日付け東京新聞朝刊の記事等の切り抜きが記録されている。

(甲54, 乙A31)

3 通し番号6-3の文書(文書1142)

通し番号6-3の文書は、昭和35年2月頃、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件」と題する内部文書(総数8ページ)であって、昭和33年4月から昭和35年4月までの間に開催された第四次日韓会談に向けた予備会談に関するものである。これには、李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関して、政府内部での率直なやり取り、殊に韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況等が記録されている。

(甲54)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、①李ライン周辺水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での率直なやりとり等、②李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的やりとり、③李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する政府部内での率直なやりとり等

であり、李ライン周辺水域の一部は現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることからすると、これを公にすることにより、現在においても、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号、4号及び6号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号6-1の文書について

(ア) 通し番号6-1の文書は、昭和35年10月から昭和36年5月までの間に開催された第五次日韓会談に向けた予備会談に係わる文書であり、その作成時期は昭和35年3月である。

(イ) 通し番号6-1の文書には、李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討過程が記録されている。

イ 通し番号6-2の文書について

通し番号6-2の文書の不開示部分には、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使を想定し、右行使又は武装に伴う関連国内法との関係など各種法的な問題につき海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記録されている。

ウ 通し番号6-3の文書について

(ア) 通し番号6-3の文書は、昭和33年4月から昭和35年4月までの間に開催された第四次日韓会談に向けた予備会談に係わる文書であり、その作成時期は昭和35年2月である。

(イ) 通し番号6-3の文書には、韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況が記録されている。

エ 情報公開法5条3号, 4号及び6号該当性

現在においても, 北方領土, 竹島及び尖閣諸島の周辺海域において, 他国の治安当局への対処が求められていることに鑑みれば, 当該検討内容は依然として今日的意義を有しており, かかる情報を公にすることにより, 韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全を害するおそれがあるだけでなく, 我が方の手の内をさらすことになり, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり, かつ, 同様の警備方法を使用できなくなるという意味において, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである。

よって, 上記ア～ウの内容を含む通し番号6-1, 6-2及び6-3の文書を開示することは, 韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全を害するおそれがあり, また, 現在においても, 犯罪の予防, 鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり, また, 国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号, 4号, 6号)。

2 原告らの主張の要旨

(1) 不開示文書及び不開示部分について

ア 通し番号6-1及び6-3の文書は, いずれも全部不開示とされているため, 日韓会談が継続している間, 李ライン水域において緊張状態や小康状態が繰り返された中での, いつの時機における検討内容を記録したものであるかが不明である。また, 海上保安庁が漁業水域において行う自国漁船の保護や他国漁船の取締りについては, 一般にその職務内容が公表されているところ, この時にやり取りされた内容がそのような公表された職務とどのように異なるのかが全く明らかにされていない。

イ 通し番号6-2の文書は, 開示部分として1960年11月10日付けの新聞記事2つが添付されており, これらの記事は, 李ライン周辺水域で

日本漁船が銃撃を受けたことに関し、海上保安庁内部で自衛のための発砲に関する規程改定の動きがあることを伝えるものである。

(2) 情報公開法5条3号、4号及び6号該当性について

ア 李ラインをめぐる歴史的背景として、日韓会談に先立つ1952年（昭和27年）1月18日に当時の李大統領が行った海洋主権宣言（李ライン宣言）並びにその後頻発するようになった李ライン水域での日本漁船の拿捕や銃撃に関する問題が発生したが、これらの日韓の漁業水域をめぐる問題については、日韓会談を通じて、昭和40年（1965年）の日韓基本条約及びそれに引き続く漁業協定の成立（同年12月18日）により、李ラインは事実上撤廃されることとなった。

イ 被告の不開示部分に関する主張は、そこに記録されている情報が警備強化や漁船保護措置として海上保安庁等の関係機関が通常行っている職務以上に、何についての検討内容が不開示理由に掲げたような問題を生じさせるおそれがあるかを具体的に主張していないから、指摘されるような問題点を持つのかどうかを判断するにはあまりにも抽象的であり、被告の主張立証責任が果たされていない。

また、不開示理由の有無は、文書が作成された後の時間の経過を考慮した上で判断されるべきである。すなわち、半世紀前の日本政府の内部検討事項の公開は、被告が不開示理由として指摘する、韓国等との信頼関係、国の安全、公共の安全と秩序の維持、事務の適正な遂行への支障といった問題を引き起こすとは通常考えられない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由6に係る不開示部分の不開示情報該当性

- (1) 被告は、通し番号6-1～6-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、①李ライン周辺水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での率直なやりとり等、②李ライン周辺水域における巡視艇による実力

行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的やりとり、③李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する政府部内での率直なやりとり等であり、李ライン周辺水域の一部は現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることからすると、これを公にすることにより、現在においても、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号、4号及び6号）旨を主張し、これに沿う関係する一部開示文書等もある。

(2) 情報公開法5条4号の該当性について

ア 前提事実によれば、本件各文書のうち不開示理由6に係るものは、いずれも日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等であり、条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する行政機関協議文書であり、いずれもその作成からその不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過しているものであると認められる。

そうすると、前記本文第3の1で説示したとおり、本件各文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条4号に定めるものに該当するか否かをについて裁判所が審理するに当たっては、まず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をも

って存在することを推認するに足りる事情を主張立証しなければならないものと解される。

そこで、上記の観点から、前記(1)の被告の主張立証を検討する。

イ 前提事実（各論）によれば、通し番号6-1～6-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 通し番号6-1の文書

これは、総数88ページの文書の全部不開示に係るものであり、李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する政府部内での検討の様子として、李ライン水域における警備の強化及び渡航の保護措置とそれに伴う各種問題点の検討結果であり、これらの点についての具体的な見解等を含むものである。

(イ) 通し番号6-2の文書

これは、総数20ページにわたる部分不開示に係るものであり、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等であり、公海上を航行中の海上保安庁の巡視艇が韓国側から銃撃等を受けた場合において、海上保安庁の巡視艇が自衛の手段として銃砲等を使用することの当否やこれに関して巡視艇の銃砲等使用規定の改正の要否等に関する具体的見解を含むものである可能性が高い。

(ウ) 通し番号6-3の文書

これは、総数8ページの文書の全部不開示に係るものであり、李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する政府内部での率直なやり取りとして、殊に韓国による李ライン水域における日本漁船の拿捕事案に自衛隊を出動させる場合の法的な問題点の検討状況であり、これに関する具体的見解等を含むものである。

ウ 被告において主張立証すべき事情の有無

(ア) 以上によれば、① 通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、李ライン水域における①海上保安庁による海上警備の方法の具体的内容（特に海上保安庁の巡視艇が銃砲等による実力行使をすることの当否等に関する具体的見解を含む。）又は②韓国による日本漁船の拿捕事案につき自衛隊を出動させた場合の法的な問題点に関する具体的見解に係るものであるところ、② 前提事実（総論）及び弁論の全趣旨によれば、李ライン水域における日本漁船の拿捕問題自体は、昭和40年の日韓基本条約及び漁業協定等の締結や平成11年の新漁業協定の締結により、事実上収束していることがうかがわれるものの、李ライン水域に含まれていた竹島については、現在でも日韓間でその領有権問題が未解決であり、韓国政府が竹島に警備隊員を常駐させるなどしていることから、今後、日本船籍の船舶等がその周辺水域において何らかの契機により韓国政府と紛争を生じる可能性も否定できないこと等をも併せ考慮すれば、⑦韓国政府や⑧日本の領海への侵入等を企てている者が上記情報を知ったときは、現在又は将来における海上保安庁の海上警備の具体的方法や自衛隊の出動の有無等を推測することが可能となるため、⑦ 韓国政府が、より周到に竹島周辺水域を航行中の日本船籍の船舶等に不当な干渉等を行ったり、⑧ 日本の領海への侵入等を企てている者が、より周到に日本の領海への侵入等を計画し、より細心の注意を払ってそれを実行したりする可能性を否定することができず、また、⑦韓国政府や⑧日本の領海への侵入等を企てている者が海上保安庁等の裏をかくような対策に出る可能性があることも否めない。

そうであるとすれば、通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は典型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認することができるものというべきである。

(イ) これに対し、原告らは、通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分

に記録されている情報のうち、①海上保安庁が漁業水域において行う自国漁船の保護や他国漁船の取締りに係る部分については、一般に公表されている職務内容との関係でどのように異なるかが明らかにされていないこと、②海上保安庁等の関係機関による警備強化や漁船保護措置に係る部分については、これらを行う海上保安庁等の関係機関の通常の職務以上に被告主張のおそれが生じる理由等を具体的に主張されていないこと、また、③半世紀前の日本政府の内部検討事項の公開は、李ラインが昭和40年の日韓基本条約及び漁業協定の成立により事実上撤廃されるなどの当該文書が作成された後の時の経過を考慮すれば、被告主張の「おそれ」を生じることが通常考えられないことに照らすと、当該情報が一般的又は典型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たるとを推認するに足りる事情が主張立証されていない旨を主張する。

しかしながら、①及び②の点については、前記(1)の被告の主張立証によれば、上記(ア)のとおり、当該情報が一般的又は典型的にみて公共安全秩序維持に関するものに当たるとを推認できるのであるから、これを超えて原告ら主張の観点から当該情報の具体的な内容を明らかにしなければならぬとすれば、その開示を強いられるのと同一の結果となり相当ではなく、被告においてそのような主張立証をすることは要しないというべきである。また、③の点については、上記(ア)で指摘した諸点に照らすと、上記情報は、その事柄の性質上、現在又は将来において共通する部分があるというべきであるから、原告ら指摘の日韓基本条約の締結等の事実や通し番号6-1~6-3の文書が作成されてから30年以上経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化は、上記情報が一般的又は典型的にみて公共安全秩序維持に関するもの(情報公開法5条4号)に当たるものであると推認することを妨げるものとはいえない。

したがって、原告らの上記主張はいずれも採用することができない。

エ 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

(ア) 通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条4号の不開示情報に該当するかどうかについては、前記1で説示したとおり、① 当該情報が公共安全秩序維持に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に同号所定の「おそれ」があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるかにつき、当該外務大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきところ、上記ウのとおり、被告の主張立証により、当該情報を開示することにより同号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定されることから、原告らにおいて、当該不開示部分を不開示とする処分につき外務大臣の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について主張立証しなければならないこととなる。

(イ) そこで、通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記録されている情報について上記の点を検討するに、上記ウで説示した当該不開示部分の内容等に照らすと、当該情報を情報公開法5条4号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

そして、原告ら主張に係る事情は、上記ウ(イ)で説示したところに照らすと、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

オ 小括

以上によれば、通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記録され

ている情報については、外務大臣の上記判断に相当の理由があるから、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するものというべきである。

2 結論

よって、本件各文書のうち通し番号6-1~6-3の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分（別紙3処分目録の通し番号6-1~6-3に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑧適法部分」欄記載の部分）は、その余の点を判断するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号8-1及び8-2

第1 前提事実(各論)

1 通し番号8-1の文書(文書741)

- (1) 通し番号8-1の文書は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が昭和40年3月26日付けで作成した「李東元外務部長官(以下、この別紙5において「李長官」という。)が拝謁を賜った際の状況概要」と題する文書であるところ、その不開示理由8に係る不開示部分は、1ページ下から3行目以下の部分及び2ページ以下9ページ分である。
- (2) 通し番号8-1の文書の不開示部分の前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

李長官は、金東祚大使を帯同、26日午後4時より約40分間皇居において拝謁を賜ったところ、その状況はおおむね次のとおり。(大臣侍従長、式部官長陪席、前田通訳)

■■■不開示部分■■■

(以上につき、乙A36)

- (3) 以上の事実に照らすと、通し番号8-1の文書の不開示部分は、同日韓国李長官が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要として、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りが記録されているものと推認することができる。

2 通し番号8-2の文書(文書1128)

- (1) 通し番号8-2の文書は、外務省等が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 X II 請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する文書であるところ、その不開示部分は、次の部分である。

① 133ページ(-133-) (乙A37に12-131とあるページ)

の一部

- ② 133ページ（-133-）直後の1枚（乙A37の12-131とあるページに「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）
- ③ 134ページ（-134-）（乙A37に12-133とあるページ）の一部
- (2) 通し番号8-2の文書の不開示部分は、「4 李東元外務部長官の訪日と日韓外相会談の開催」の項にあるところ、不開示部分の直近直後の内容は、要旨下記のとおりである。

記

（前略）

26日午後4時から約40分間李長官の天皇陛下への拝謁が行われた。拝謁の際に通訳をした前田調査官の報告書があり、それと別に前田調査官の「日韓関係と私」では次のとおり述べている。

「40年3月下旬、李長官来日の際に、私はソウルから呼び返されて、3月22日から4月13日まで東京にいた。3月26日に李長官が金東祚大使を帯同して天皇に拝謁の際、天皇陛下からお言葉を賜り、李長官が最初に韓国で述べ、それを私が通訳した。そのあと李長官は、日本語で話をされた。後宮元局長の回想記にも『李東元さんの素人としての強さ——いわゆる官僚であつたらできないものを政治家としてその強さを発揮した』云々とあるが、そのときの天皇陛下に対する話し方が非常に彼らしい持ち味を見せた。■■■■不開示部分■■■■その時の拝謁は予定時間をかなり伸びるほど和やかであつた。

韓国の外務部長官が天皇陛下に拝謁することは、それまでには考えられなかったことだけに、拝謁の決定は外務省として慎重に考えたことであつたが、実際には陛下も声を出して笑われるほど、いい空気のもとに行われたのを目の前にして、私は今や日韓の関係が一つの大きな変わり目に来ている。いわば大変な山を越えたなと感じたことであつた。」

(以上につき、乙A37)

(3) 以上の事実を照らすと、通し番号8-2の文書の不開示理由8に係る不開示部分は、昭和40年3月に来日した李長官が同月26日昭和天皇に拝謁した際の具体的なやり取りが記録されているものと推認することができる。

3 李長官の著書「韓日会談締結秘話」には、昭和40年3月26日に李長官が昭和天皇と拝謁した際の会話内容等について、昭和天皇の言動等に対する李長官の解釈も含めて詳細に記載されている。

(甲107)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りであるから、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する(情報公開法第5条1号及び3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 天皇が情報公開法5条1号ただし書ハにいう「公務員」に該当しないことは明らかであり、また、天皇と外国要人との拝謁等の具体的なやり取りの内容は、従来より非公表の扱いとなっている(現行憲法下では天皇は政治的権能を有さず、外国要人との拝謁等は、国際親善を専らとして行われるものであり、親善にふさわしい忌憚のない雰囲気醸成するため、やり取りの具体的な内容については、そのまま公になることはないことが慣行とされている。)から、同号に該当し、不開示とするのが相当である。

イ また、会談の相手方によってその内容が公表されているとの点については、個々の情報にいかなる価値を見出すかはその保有主体ごとに判断され

るべきことは、情報公開法の規定ぶりからしても明らかであるから、情報が外国において一方的に流布された事実をもって、上記アのとおり我が国では慣行として不公表とされる事項につき公表慣行があるとはいえない。他方、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている会談に関する情報が韓国で開示されていることについては、我が国が了解して行われたものではなく、また、韓国で開示された上記情報の内容や性格が通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分と全く同じものではなく、当該不開示部分に記録されている情報を公表した場合には、拝謁等における具体的な内容については公表を行わないという慣行に反することを始めとして、両国間の信頼関係を損なうおそれがあるといえる（情報公開法5条1号、3号）。

ウ 原告指摘に係る答申例の基となった昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見記録は、①歴史的重要性や国民的関心に関し、敗戦とそれに伴う連合国による占領というわが国にとって類をみない極めて特異な時期、特異な状況の中で行われた異例なものであること、②実質的に公務員の行動に準じるものとみるべきかどうかに関し、新憲法の施行前に、旧憲法下では統治権を総攬する地位にあった天皇によって行われたものであること等、新憲法下において諸外国との友好親善のために行われた拝謁の一つである本件事案とはその基本的な条件を大きく異にしている。

また、上記アで述べた点に照らすと、天皇と外国要人との拝謁等の具体的なやりとりの内容は、情報公開法5条1号ただし書イにいういわゆる公表慣行のある個人情報に該当しないというべきである。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分には、その分量に照らすと、李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言、李長官の発言、及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がされていると推測できるとこ

る、このような点については、既に李長官自身の著書「韓日会談締結秘話」(甲107)において相当程度明らかにされている。

(2) 通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている昭和天皇や李長官の発言は、まさに公人同士が会談した際になされた公人としての発言であるし、昭和天皇にとっては国事行為に相当する公人としての行為であり、李長官にとっても、自らが著書(甲107)で昭和天皇との会談内容を紹介している以上、これらの発言内容自体を公にする慣行のない個人の情報と解することができない。また、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている状況説明や評価・感想に関する記述内容も、公にする慣行のない個人の情報と解することができない。

(3) 本件と同種の事案(昭和20年9月27日以降に行われた昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見に係る記録等に対する開示請求に関し、全部を不開示とした決定がなされた事案)に関して、情報公開法5条1号、3号(及び6号)に基づきその全部を不開示とした決定を不相当として開示すべきとした旨の情報公開・個人情報保護審査会の答申例(甲108)があるところ、これに従って検討すれば、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分は、同条1号に該当しないことは明らかである。

すなわち、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録された昭和天皇と李長官との会談における発言内容等は、当然のことながら、その歴史的重要性が指摘されるなど国民的な関心が高く(答申理由①)、昭和天皇が行った本省会談は、実質的には公務員の行動に準ずるものと見るべきであること(答申理由②)、我が国の外交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されてきていること(答申理由③、甲103、104参照)、昭和天皇と李長官が他界しており(答申理由③)、一方の当事者である李長官により回想記で詳しく開示されていること(答申理由③)に照らすと、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に同号の該当性は認められない。

仮に、通し番号 8-1 及び 8-2 の文書の不開示部分が情報公開法 5 条 1 号に該当するとしても、天皇が外国要人と会談する行為は、個人としての天皇の行為とはいえ、いわゆる公人としての天皇の行為といわざるを得ないから、実質的に公務員の行動に準ずる行為と評価でき、同号ただし書イの規定により開示されることが相当と判断される性質のものである。

- (4) 通し番号 8-1 及び 8-2 の文書の不開示部分は、昭和天皇と李長官とが行った公式的な会談に関するものであり、当時から既に 44 年（半世紀近く）も経っていることからすれば、日本政府と韓国政府との関係も、当該会談が行われた半世紀近くも前とでは全く状況が異なっていること、李長官自身が著書の中で昭和天皇との会談の内容を具体的に明らかにしていること、日韓会談に関する外交文書については韓国政府が韓国の情報公開法に基づいていち早く全面公開したことに鑑みると、韓国政府から信頼関係を損なったと非難されるいわれは全くないし、政治行為を行うはずのない（言い換えれば、政治的発言を行うはずがない）昭和天皇の発言内容などが公表されたからといって、それが一体、具体的にどのような分野において韓国政府との信頼関係を損なうことになるのか、全く想像すら出来ないというべきであるから、情報公開法 5 条 3 号の該当性も認められない。

なお、外務大臣（処分行政庁）が平成 23 年 8 月 29 日付けで開示した文書のうち、少なくとも半数超の 32 文書は外国政府関係者の発言や見解を記載した文書であり、その開示に際しては、日本政府関係者との会談に関するものである場合には、日本政府関係者の発言や見解も開示の対象となっていることに照らしても、上記のとおり、韓国政府関係者の発言、更にはそれを受けての日本の公的機関の発言を理由として不開示情報該当性を肯定することはできない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 8 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告は、通し番号 8-1 及び 8-2 の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りであるから、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当する。(情報公開法第 5 条 1 号及び 3 号) 旨を主張し、これに沿う関係する一部開示文書等もある。

(2) 情報公開法 5 条 1 号の該当性について

ア 情報公開法 5 条 1 号は、原則として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(以下「個人情報」という。)」を不開示情報とした上、このうち、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号イ)、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(同号ロ)、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ハ)を除くものと規定している。

その趣旨は、特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、個人に関する情報を事後的な不開示情報とした上、①一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものとして、法令の規定や慣行により公にされている情報(同号イ)及び公務員等の職務の遂行に係る情報のうち公務員の職名と職務遂行の内容に係る部分(同号ハ)並

びに②保護利益を考慮しても開示する必要があるものとして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（同号ロ）を、それぞれ例外的に不開示情報から除くこととしたものであると解される。

このような情報公開法5条1号の文理及び趣旨に照らすと、個人情報であっても不開示情報から除外されることとなる同号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、事実上の慣習として、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれているもの又は将来的に公にする予定の下に保有されているものをいうと解されるが、さらに、形式的には同号ハの「公務員等の職務の執行に係る情報」に該当しないものの、実質的にみて公務員等の職務の執行に係る情報に準じるものについては、同号ハの趣旨をも参酌すれば、これを開示することによる個人の正当な権利利益に及ぼす支障の程度が受忍すべき範囲にとどまる限り、なお同号イの「慣行として公にされることが予定されている情報」に含まれると解するのが相当である。

イ(ア) これを本件についてみるに、前提事実（各論）によれば、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも昭和40年3月26日李長官が昭和天皇と拝謁した際の具体的なやりとり等であるところ、故人である昭和天皇も「個人」に該当すると解される以上、昭和天皇が特定の日特定の人物と会ったこと及びその際に当該人物と交わした会話の内容である上記情報が「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たることは明らかである。また、天皇は、憲法上、外国の大使及び公使の接受（憲法7条9号）等の国事に関する行為を行うこととされているが、他方、日本国の象徴であって日本国民統合の象徴であり（憲法1条）、この憲法に定める国事に関する

る行為のみ行い、国政に関する権能を有しない（憲法4条1項）とされていることを併せ考慮すれば、昭和天皇が情報公開法5条1号ハに規定する「公務員等」に該当しないことも明らかである。

しかしながら、現行憲法の下では、天皇が、憲法に国事に関する行為として規定されている「外国の大使及び公使を接受すること」のほか、必ずしも憲法に国事行為として明確に規定されていない外国の国王・王族、大統領の接遇といった外国要人との拝謁等のいわゆるご公務も、憲法で許容されるものとして現に行われていることに照らすと、憲法の下における象徴としての天皇の有する個人としての立場には、公人としてのものと私人としてのものがあることは明らかであるといわざるを得ない。

そうであるとすれば、行政文書に記録されている情報であって天皇が公人として行う行為である上記の外国要人との拝謁等に係るものは、形式的には情報公開法5条1号ハの「公務員等の職務の執行に係る情報」には該当しないものの、その内容・性質等に鑑みると、実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものと見ることができる。

- (イ) そして、前提事実及び証拠（甲108）並びに弁論の全趣旨によれば、
- ① 昭和天皇と外国要人との会話の内容は、従来から非公表扱いがされていたこと（その趣旨は、一般に、外国要人との拝謁等が、専ら国際親善として行われることから、親善にふさわしい忌憚のない雰囲気醸成するためとされている。）が認められるものの、他方、
 - ② 行政文書に記録されている情報であって昭和天皇と外国要人との会話の内容に係るものについても、過去に情報公開法により開示することが相当とされたものがあること、
 - ③ 通し番号8-1及び8-2の文書に係る李長官の昭和天皇との拝謁が行われてから既に40年以上経過し、その間に当事者が他界し、一方当事者である李長官が上記拝謁時の状況を自己の解釈

等を含めて詳述していることが認められ、④ 通し番号 8-2 の一部開示部分の内容等に鑑みれば、日韓間の外交関係上、李長官が昭和天皇と拝謁した上記出来事が、一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれていることもうかがわれる。

以上の諸事情に加え、後記(3)のとおり、通し番号 8-1 及び 8-2 の文書の不開示部分に記録されている情報には、情報公開法 5 条 3 号のおそれが認められないことに照らすと、当該情報は、① 実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものであり、かつ、② 昭和天皇と外国要人との会話内容が親善にふさわしい忌憚のない雰囲気醸成するという観点から従来非公表とする取扱いがされてきたことを考慮しても、現時点においては、これを開示することにより故人である昭和天皇の個人としての正当な権利利益に及ぼす支障の程度は受忍すべき範囲にとどまるものと認められるから、情報公開法 5 条 1 号イの「慣行により公にすることが予定されている情報」に当たるといふべきである。

以上の説示に反する被告の主張は採用することができない。

ウ 以上によれば、通し番号 8-1 及び 8-2 の文書に記録されている情報は、情報公開法 5 条 1 号の不開示情報に該当するとは認められない。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の該当性について

ア 前提事実によれば、通し番号 8-1 及び 8-2 の文書は、日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等である本件各文書の一部であり、これらに記録されている情報の内容等に鑑みれば、条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書に準じるものに該当すると認められる。

そうすると、前記本文第 3 の 1 で説示したとおり、通し番号 8-1 及び 8-2 の文書の不開示部分に記録されている情報が情報公開法 5 条 3 号に定めるものに該当するか否かについて裁判所が審理するに当たっては、ま

ず、被告において、当該情報に係る事項、当該情報の性質、本件各処分をするに当たって前提とした事実関係その他の本件各処分当時の状況等、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきところ、特に、上記のような本件各文書については、当該事情として、当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において同条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証しなければならないものと解される。

そこで、上記の観点から、前記(1)の被告の主張立証を検討する。

イ 前提事実及び弁論の全趣旨によれば、通し番号8-1及び8-2の文書に記録されている情報は、いずれも昭和40年3月26日李長官が昭和天皇と拝謁した際の具体的なやりとり等であるところ、通し番号8-1及び8-2の文書に係る李長官の昭和天皇との拝謁が行われてから既に40年以上経過し、日韓間の関係も、日韓基本条約が締結されるなど、当時とは全く異なる状況になってきていることが認められ、さらには、前記(2)イ(イ)で説示したとおり、上記拝謁の当事者は既に他界し、一方当事者である李長官が上記拝謁時の状況を自己の解釈等を含めて詳述していることも認められ、日韓間の外交関係上、李長官が昭和天皇と拝謁した上記出来事が、一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれていることもうかがわれる。そして、本件全証拠によっても、昭和天皇と李長官との間で上記拝謁の際の会話内容を公開しない旨の約束がされたことを認めるに足りる証拠はない。

そうであるとすれば、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、たとえ昭和天皇と外国要人との会話の内容が従来非公表扱いをされていたとしても、上記各文書の作成後における時の

経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、現時点においてこれを公にしたとしても、韓国等との信頼関係を損なうものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

ウ 以上によれば、通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号8-1及び8-2の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分（別紙3処分目録の通し番号8-1及び8-1に係る「当裁判所の判断」欄中の「⑦取消部分」欄記載の部分）は、違法であるといわざるを得ない。